

愛称 Mayflower
メイフラワー号

フランクリン・テンプルトン 米国政府証券ファンド

追加型投信 / 海外 / 債券

当ファンドは、マザーファンドを通じて投資信託証券への投資を行うことで、実質的に米国高格付け証券を主な投資対象とします。当ファンドの基準価額は、投資信託証券および投資信託証券の組入れた有価証券等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託証券および投資信託証券の組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

お申込みの際は「契約締結前交付書面」および「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

投資信託説明書（交付目論見書）のご請求・ファンドのお申込みは

設定・運用は

フランクリン・テンプルトン・ジャパン

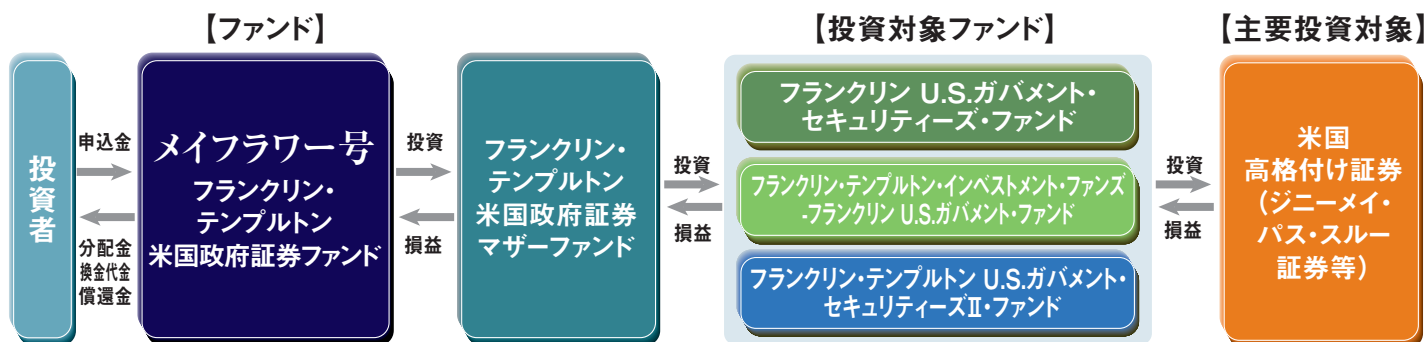
商号:フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号
加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ファンドの目的

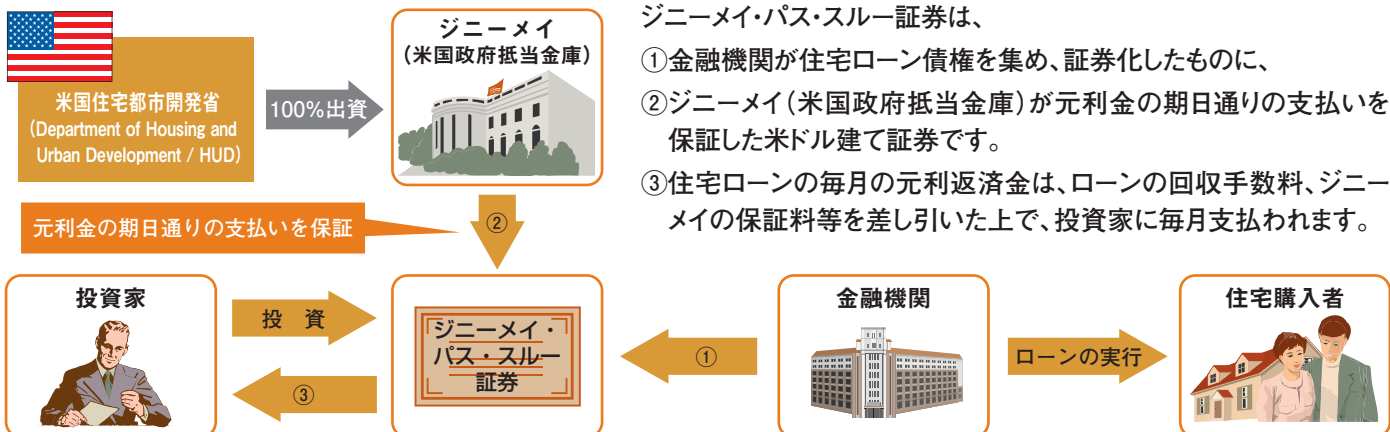
信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指してファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンドの特色

1 「フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド」への投資を通じて、フランクリン・テンプルトン・グループが運用する複数の外国籍ファンドに投資することにより、実質的に米国ジニーメイ・パス・スルー証券^{※1}^{※2}等の米国高格付け証券に投資を行います。



※1 ジニーメイ・パス・スルー証券のしくみ



①において証券化される住宅ローン債権は、米国連邦住宅局の保険または米国退役軍人省の保証などが付されたものが対象となります。

※2 ジニーメイ・パス・スルー証券は、米国政府の一機関であるジニーメイ(米国政府抵当金庫)が元利金の期日通りの支払いを保証していることから、一般的に、米国国債と同等の信用力を有していると考えられています。

2 インカムゲインを中心として長期的に安定した収益の獲得を目指します。

3 収益の分配は、原則として、毎月行います。

4 為替ヘッジは、行わないことを原則とします。
実質的に米ドル建資産に投資を行いますので、為替相場の変動の影響を受けます。

■ 配分方針

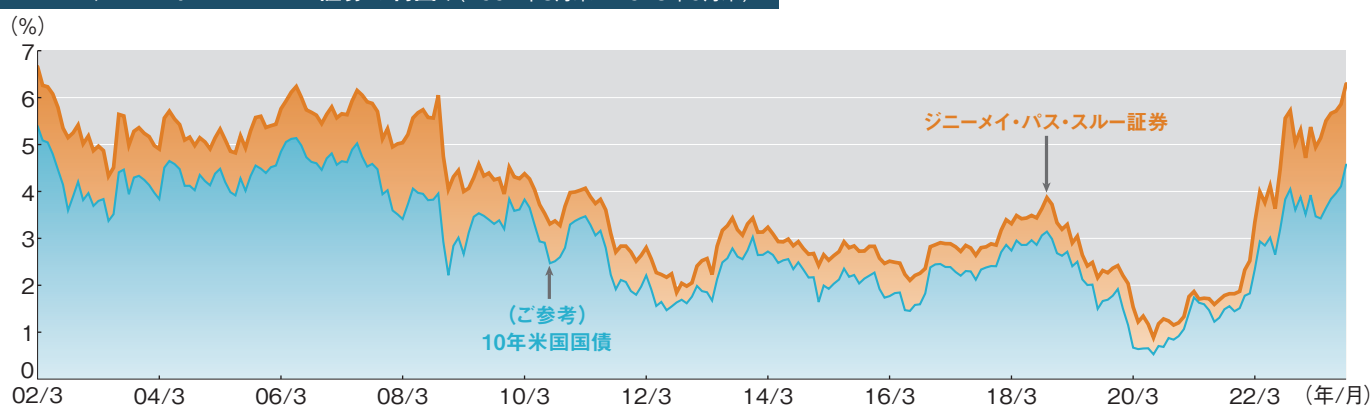
毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が配当等収益を中心に基準価額水準等を勘案して決定します。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

メイフラワー号の基準価額(1万口当たり)の推移(2002年3月26日~2023年9月29日)


※基準価額の計算にあたっては、信託報酬を控除してあります。基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を分配時に再投資したものと計算しております。

(ご参考) ジニーメイ・バス・スルー証券の利回り(2002年3月末~2023年9月末)


※ジニーメイ・バス・スルー証券:モーゲージ・カレントクーポン・ジニーメイ30年、10年米国国債:ブルームバーグ・ジェネリック

(ご参考) 為替相場(米ドル/円)(2002年3月26日~2023年9月29日)


※為替レートは、三菱UFJ銀行が発表する対顧客電信売買相場の仲値

※本資料に記載するデータは、過去の実績であり、将来の運用成果等を予測あるいは保証するものではありません。

フランクリン・templtonについて

●フランクリン・templton・グループは米国カリフォルニア州サンマテオに本部を置く、独立系の資産運用会社グループです。世界中の主要な金融市場にオフィスを構え、150ヵ国以上のお客様にサービスを提供し、複数の資産クラスにおいて数多くの投資プロフェッショナルと約1.4兆米ドル(約206兆円)*1の運用資産残高を有しています。世界中の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品と質の高いサービスを提供しております。

*1 2023年9月末時点、為替は三菱UFJ銀行の2023年9月末 1米ドル=149.58円にて円換算



サンフランシスコ近郊の本社(キャンパス)の写真

投資対象ファンドの概要

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フランクリン U.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンド |
| 英文名 | Franklin U.S. Government Securities Fund |
| 形態 | 米国籍投資法人／オープンエンド型／米ドル建て |
| 投資目的 | 金利収入の確保を投資目的とします。 |
| 主な投資戦略 | 純資産総額の少なくとも80%を米国政府証券に投資を行います。現在、実質的にその資産のすべてを米国ジニーメイ・バス・スルー証券に投資しています。また、米国政府の十分な信頼性と信用に裏付けられたその他の米国政府の証券(例えば、ストリップス債(treasury strips)、長期国債(treasury bonds)、中期国債(treasury notes)など)にも投資することがあります。短期の運用対象には、短期の政府証券や現金が含まれます。また、米国政府発行の証券を担保として利用するレポ取引(repurchase agreements)を行うことがあります。*資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。 |
| 関係法人 | 運用会社:フランクリン・アドバイザーズ・インク 管理事務代行会社:フランクリン・テンプレトン・サービシーズ・エルエルシー(業務委託先:JPモルガン・チェース・バンク・エヌ・イー) 名義書換事務代行会社:フランクリン・テンプレトン・インベスター・サービシーズ・エルエルシー 保管銀行:ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン |
| 設定年月 | 1970年5月 |
| 決算日 | 9月30日 |
| 申込手数料 | かかりません。*1 |
| 管理報酬*2 | 年0.625%以内 |

* 当ファンドのマザーファンドは、フランクリン U.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンドのAdvisor Class(米ドル建て)に投資します。フランクリン U.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンドは、各シェアクラス(申込手数料や運用報酬等の異なる複数のシェアクラスが用意されています。)に申し込まれた資金をまとめて運用しますが、基準価額はシェアクラス毎に算出・発表されます。

※1 当ファンドのマザーファンドが投資を行うAdvisor Classのもので。

※2 運用報酬および管理事務代行報酬に相当します。

この他に名義書換事務代行報酬、保管銀行報酬、監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

| | |
|----------|--|
| ファンド名 | フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ - フランクリン U.S.ガバメント・ファンド (以下「フランクリン U.S.ガバメント・ファンド」といいます。) |
| 英文名 | Franklin Templeton Investment Funds - Franklin U.S. Government Fund |
| 形態 | ルクセンブルク籍投資法人／オープンエンド型／米ドル建て |
| 投資目的 | 金利収入と元本の安全性の確保を投資目的とします。 |
| 主な投資戦略 | 主として米国政府および米国政府機関が発行あるいは保証する証券に投資を行うことにより、投資目的を達成することを企図しています。*資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。 |
| 関係法人 | 運用会社:フランクリン・アドバイザーズ・インク 管理会社:フランクリン・テンプレトン・インターナショナル・サービシーズ・エス・イー・アール・エル(業務委託先:JPモルガン・エスイー ルクセンブルク支店) 保管銀行:JPモルガン・エスイー ルクセンブルク支店 |
| 設定年月 | 1991年2月*1 |
| 決算日 | 6月30日 |
| 申込手数料 | かかりません。*2 |
| 運用報酬*3 | 年0.40%*2 |
| 管理会社報酬*3 | 年0.20%以内 |
| 保管銀行報酬*3 | 年0.01%～年0.14% |

* 当ファンドのマザーファンドは、フランクリン U.S.ガバメント・ファンドのClass I (Mdis)(米ドル建て)に投資します。フランクリン U.S.ガバメント・ファンドは、各シェアクラス(申込手数料や運用報酬等の異なる複数のシェアクラスが用意されています。)に申し込まれた資金をまとめて運用しますが、基準価額はシェアクラス毎に算出・発表されます。

※1 当ファンドのマザーファンドが投資を行うClass I (Mdis)については、2001年12月に導入されたものです。

※2 当ファンドのマザーファンドが投資を行うClass I (Mdis)のもので。

※3 この他に監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

| | |
|-------------|--|
| ファンド名 | フランクリン・テンプレトン U.S.ガバメント・セキュリティーズII・ファンド |
| 英文名 | Franklin Templeton U.S. Government Securities II Limited |
| 形態 | バミューダ籍投資法人／オープンエンド型／米ドル建て |
| 投資目的 | 金利収入の確保を投資目的とします。 |
| 主な投資戦略 | 純資産総額の少なくとも80%を米国政府証券に投資を行います。現在、実質的にその資産のすべてを米国ジニーメイ・バス・スルー証券に投資しています。また、米国政府の十分な信頼性と信用に裏付けられたその他の米国政府の証券(例えば、ストリップス債(treasury strips)、長期国債(treasury bonds)、中期国債(treasury notes)など)にも投資することがあります。短期の運用対象には、短期の政府証券や現金が含まれます。また、米国政府発行の証券を担保として利用するレポ取引(repurchase agreements)を行うことがあります。*資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。 |
| 関係法人 | 運用会社:フランクリン・アドバイザーズ・インク 管理事務代行会社:フランクリン・テンプレトン・サービシーズ・エルエルシー(業務委託先:JPモルガン・チェース・バンク・エヌ・イー) 名義書換事務代行会社:フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ(アジア)リミテッド 保管銀行:ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン |
| 設定年月 | 2002年8月 |
| 決算日 | 9月30日 |
| 申込手数料 | かかりません。 |
| 運用報酬* | 年0.40%以内 |
| 管理事務代行報酬* | 年0.10%以内 |
| 名義書換事務代行報酬* | 年0.05%以内 |

※ この他に保管銀行報酬、監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

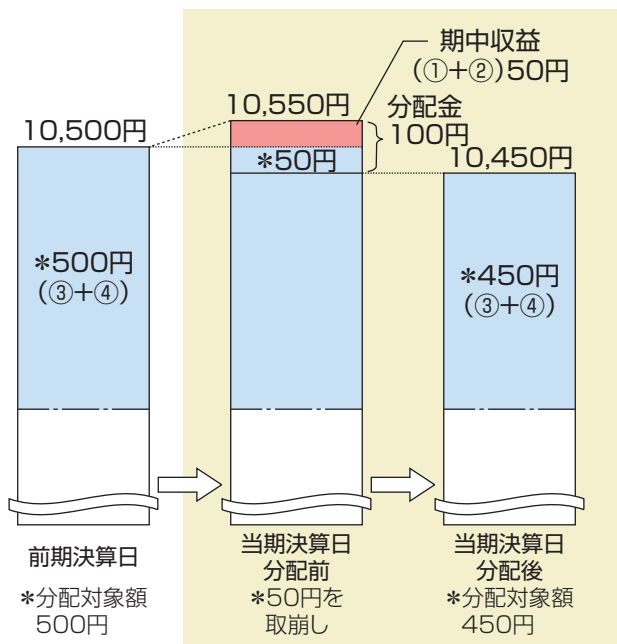
投資信託で分配金が支払われるイメージ



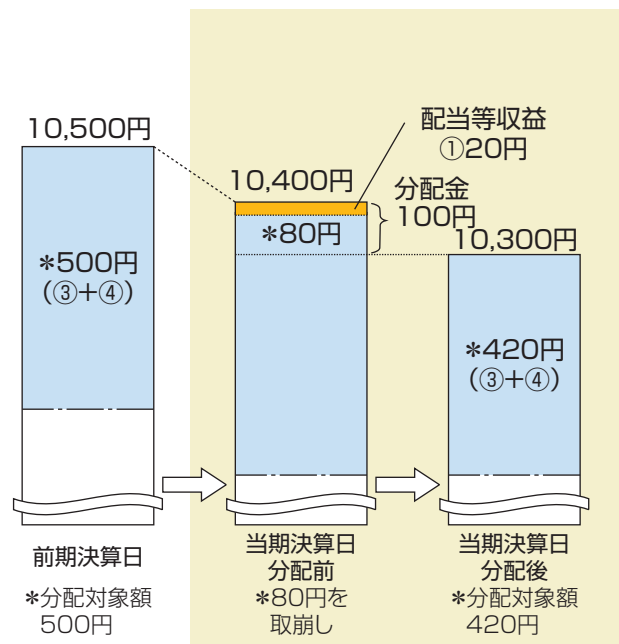
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

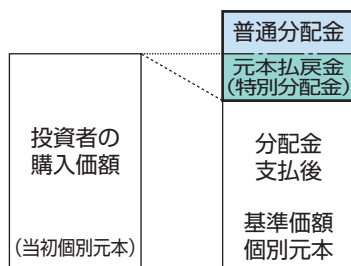


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

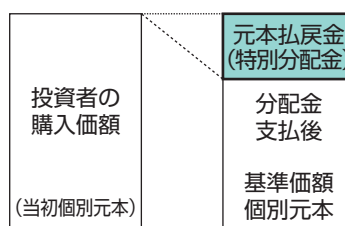
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



● **普通分配金**: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

● **元本払戻金(特別分配金)**: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご確認ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、**投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用により生じた利益および損失はすべて投資者の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。**

ファンドは、マザーファンドを通じて投資信託証券への投資を行うことで、実質的に米国高格付け証券を主な投資対象とするため、以下の「主な変動要因」などがファンドの基準価額に影響を及ぼします。

■主な変動要因

| | |
|---------|--|
| 価格変動リスク | <p>○有価証券等の価格変動リスク ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行い、投資対象ファンドは主にジニーメイ・パス・スルー証券等の米国高格付け証券などの値動きのある有価証券等を投資対象とします。ファンドの基準価額は、ファンドおよび投資対象ファンドが組入れたこれら有価証券等(以下、「組入有価証券等」といいます。)の市場価格の変動による影響を受けます。</p> <p>○為替変動リスク 外貨建資産への投資を行う場合には、為替相場の変動による影響を受けます。 ファンドがマザーファンドを通じて投資を行う投資対象ファンドおよびジニーメイ・パス・スルー証券等の米国高格付け証券は米ドル建てです。ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動の影響を受けます。</p> |
| 流動性リスク | 市場規模や取引量が少ない場合、組入有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、不測の損失を被ることがあります。このような場合には、ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。 |
| 信用リスク | ファンドおよび投資対象ファンドが保有する有価証券等の発行体および有価証券等の取引の相手方の経営・財務状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。このような場合には、ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。 |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《ご参考》 ジニーメイ・パス・スルー証券のリスク

| | |
|----------|--|
| 金利変動リスク | 他の債券同様、ジニーメイ・パス・スルー証券の価格も通常、金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇するといった特性を持っており、金利変動の影響を受けます。 |
| 米国投資リスク | ジニーメイ・パス・スルー証券は、米国の住宅ローン債権を証券化した債券であるため、米国の経済および市場動向によっては投資成果が影響を受けることがあります。 |
| 価格変動リスク | ジニーメイ・パス・スルー証券は、米国政府機関であるジニーメイ(政府抵当金庫)が元利金の期日通りの支払いを保証する債券であるため、一般的に、米国国債と同等の高い信用力を有すると考えられています。しかしながら、そのことは証券価格および利回りが保証されていることを意味するものではありません。また、売却時又は償還時には取得時の価格を下回る可能性があります。 |
| 期限前償還リスク | ジニーメイ・パス・スルー証券は、住宅ローンの借換えなどにより、一般的に金利が低下すると期限前償還が増え、逆に金利が上昇すると期限前償還が減少する傾向があります(期限前償還は金利変動の他にも様々な要因によって発生します。)。住宅ローンの借入者から期限前返済を受けた場合、証券発行者は当該期限前返済金を再投資(貸付け)に用いず、それに相応する投資家の、ジニーメイ・パス・スルー証券の持分が証券の期限前に償還されます。したがって、ジニーメイ・パス・スルー証券の期限前償還の増減によって、ジニーメイ・パス・スルー証券の価格も影響を受けます。 |

当資料のお取り扱いにおけるご注意

●当資料は、販売用資料としてフランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したのですが、その情報の確実性、完結性を保証するものではありません。●当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面およびここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。

お申込みメモ (お申込みの際は投資信託説明書 (交付目論見書) をご覧下さい。)

| | |
|-------------------|--|
| 購入単位 | 1口の整数倍で販売会社が定める単位 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購入代金 | 販売会社の指定する日までに販売会社にお支払い下さい。 |
| 換金単位 | 1口の整数倍で販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 換金申込受付日から起算して、原則として、6営業日目からお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として午後3時までとします。 ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。 |
| 購入・換金の申込受付不可日 | ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日の場合には、購入・換金申込は受けません。 |
| 換金制限 | ありません。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、信託財産の適正な評価ができないと委託会社が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することができます。 |
| 信託期間 | 無期限(信託設定日:2002年3月26日) |
| 繰上償還 | 委託会社は、受益権の口数が5億口を下回ることになった場合、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 |
| 決算日 | 毎月15日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 毎決算時に分配方針に基づいて分配を行います。 当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。 ※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。 |
| 信託金の限度額 | 1兆円 |
| 公 告 | 日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 3月と9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度(NISA)および未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)の適用対象です。 ※2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となり、当ファンドは、NISAの適用対象外となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 |

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|--|
| 購入時手数料 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 1.65%(税抜1.5%)を上限 として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。 購入時手数料は、ファンドおよび関連する投資環境の説明ならびに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用 (信託報酬) | 純資産総額に対し 年率0.77%(税抜0.70%) ※運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。 なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払われます。 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 《運用管理費用(信託報酬)(税抜)の配分》 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|--|-----------------------|--------|--------|----------------------------------|--|-----------------------|--------|--------|------------------|--------|--------|--------------------|--------|--------|-------------|--------|--------|
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>各販売会社の純資産残高</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300億円以下の部分</td> <td>年0.26%</td> <td>年0.40%</td> <td rowspan="4">年0.04%</td> </tr> <tr> <td>300億円超500億円以下の部分</td> <td>年0.21%</td> <td>年0.45%</td> </tr> <tr> <td>500億円超1,000億円以下の部分</td> <td>年0.06%</td> <td>年0.60%</td> </tr> <tr> <td>1,000億円超の部分</td> <td>年0.02%</td> <td>年0.64%</td> </tr> </tbody> </table> | 各販売会社の純資産残高 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 300億円以下の部分 | 年0.26% | 年0.40% | 年0.04% | 300億円超500億円以下の部分 | 年0.21% | 年0.45% | 500億円超1,000億円以下の部分 | 年0.06% | 年0.60% | 1,000億円超の部分 | 年0.02% | 年0.64% |
| | 各販売会社の純資産残高 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 300億円以下の部分 | 年0.26% | 年0.40% | 年0.04% | | | | | | | | | | | | | | |
| 300億円超500億円以下の部分 | 年0.21% | 年0.45% | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 500億円超1,000億円以下の部分 | 年0.06% | 年0.60% | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,000億円超の部分 | 年0.02% | 年0.64% | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 《支払先の役務の内容》 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、開示資料作成等</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および各種事務手続き等</td> <td>信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等</td> </tr> </tbody> </table> | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、開示資料作成等 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および各種事務手続き等 | 信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等 | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、開示資料作成等 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および各種事務手続き等 | 信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資対象ファンド | 運用・管理報酬等の料率：年率0.55%～0.74%程度 ※運用・管理報酬等の料率は投資対象ファンドにより異なります。詳しくは、「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実質的な負担 | 当ファンドの信託報酬と投資対象ファンドの運用・管理報酬等を合計した、投資者が実質的に負担する料率は、 年率1.32%～1.51%程度(税込) です。 ※実際の負担率は、投資対象ファンドの組入比率などにより変動します。 一部の投資対象ファンドにおける名義書換事務代行報酬、保管銀行報酬等は含まれておりません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査費用、有価証券の保管費用、等をファンドの信託財産でご負担いただけます。 これらの費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ※監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。その他の費用・手数料(監査費用を除きます)は、その都度、信託財産から支払われます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他関係法人

■委託会社[ファンドの運用の指図を行う者]
フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

基準価額等については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

電話番号：(03)5219-5940

(受付時間 営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ：<https://www.franklintempleton.co.jp>

■受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

■販売会社

取扱販売会社については委託会社にお問い合わせいただくか、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.franklintempleton.co.jp>

お申込みに関する留意事項：●投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。●投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の支払いの保証はありません。●証券会社以外で投資信託をご購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にはなりません。●投資信託は値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります)に投資しますので、組入証券の価格の下落や、組入証券の発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。●投資資産の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様に帰属します。過去の運用実績は将来の運用成果等を保証するものではありません。●投資信託の取得の申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しいたしますので、必ず内容を十分ご確認のうえご自身でご判断ください。●投資信託説明書(交付目論見書)は、取扱販売会社の窓口にご請求ください。●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。●フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社(金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号)はフランクリン・リソース・インク傘下の資産運用会社です。